

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	難病の患者に対する特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に係る特定個人情報評価書(基礎項目評価書)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県は、難病の患者に対する特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

本評価書の記載内容について、毎年度の見直しとともに、5年ごとの再評価を行い、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施する。

## 評価実施機関名

静岡県知事

## 公表日

令和7年1月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業に関する事務
②事務の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定難病の患者に対し受給者証を交付し、県が指定する医療機関で指定難病に係る医療(特定医療)を受けた場合に、特定医療費の給付を行う事務である。医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担額や受給者が加入する医療保険及び高額療養費適用区分を記載し、また、他の医療給付制度で給付を受けている場合は給付対象とならないため、世帯情報及び所得情報、他制度による給付情報の照会を情報提供ネットワークシステムを通じて行い、給付の可否や自己負担額等について審査を行う。また、同法に基づき、指定難病の患者に対し、指定難病に罹患している事実等を証明するための「登録者証」を交付する。
③システムの名称	団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 項番131 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第71条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番158 (情報照会) 項番14・18・42・77・80・113・125・144・158・161 (情報提供)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部疾病対策課
②所属長の役職名	疾病対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	静岡県庁健康福祉部医療局疾病対策課 住所: 静岡市葵区追手町9-6 電話: 054-221-3393
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	静岡県庁健康福祉部医療局疾病対策課 住所: 静岡市葵区追手町9-6 電話: 054-221-3393
⑨規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月18日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月18日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には、4情報による照会を行うことを原則としている。</p> <p>また、業務の各時点において複数人で確認を行っているほか、以下の対策を行っているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の記載がある申請書(業務用USBメモリを含む)は、鍵付き書庫に保管</li> <li>・事務処理手順をマニュアル化し担当者間で共有</li> <li>・本庁と保健所間で担当者会議を開催し、継続的にミス防止のための意見交換を実施</li> <li>・保健所から本庁への進達では、個人番号にマスキング処理</li> <li>・送付時(書留郵便)に本庁に連絡し、相互に確認</li> </ul> <p>なお、令和7年度に難病管理システムの構築を行い、令和8年度から運用開始の予定であり、手処理による人為的ミスのリスクを減らす効果が期待できる。</p>	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
	[ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には、4情報による照会を行うことを原則としている。 また、業務の各時点において複数人で確認を行っているほか、以下の対策を行っているため、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・業務マニュアルに情報照会手順や留意点を記載し、情報を共有 ・マイナンバーの紐付け誤りが発生していないか、県のマイナンバー独自点検の手順に従い確認

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	評価書名	難病の患者に対する特定医療費の支給事務に係る特定個人情報評価書(基礎項目評価書)	難病の患者に対する特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に係る特定個人情報評価書(基礎項目評価書)	事後	指定難病要支援者証明事業の実施に伴う追記
令和7年1月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	静岡県は、難病の患者に対する特定医療費の支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	静岡県は、難病の患者に対する特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	指定難病要支援者証明事業の実施に伴う追記
令和7年1月10日	1. ① 事務の名称	難病の患者に対する特定医療費の支給事務	難病の患者に対する特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業に関する事務	事後	指定難病要支援者証明事業の実施に伴う追記
令和7年1月10日	1. ② 事務の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定難病の患者に対し受給者証を交付し、県が指定する医療機関で指定難病に係る医療(特定医療)を受けた場合に、特定医療費の給付を行う事務である。医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担額や受給者が加入する医療保険及び高額療養費適用区分を記載し、また、他の医療給付制度で給付を受けている場合は給付対象とならないため、世帯情報及び所得情報、他制度による給付情報の照会を情報提供ネットワークシステムを通じて行い、給付の可否や自己負担額等について審査を行う。	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定難病の患者に対し受給者証を交付し、県が指定する医療機関で指定難病に係る医療(特定医療)を受けた場合に、特定医療費の給付を行う事務である。医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担額や受給者が加入する医療保険及び高額療養費適用区分を記載し、また、他の医療給付制度で給付を受けている場合は給付対象とならないため、世帯情報及び所得情報、他制度による給付情報の照会を情報提供ネットワークシステムを通じて行い、給付の可否や自己負担額等について審査を行う。また、同法に基づき、指定難病の患者に対し、指定難病に罹患している事実等を証明するための「登録者証」を交付する。	事後	指定難病要支援者証明事業の実施に伴う追記
令和7年1月10日	1. ③ システムの名称	保険・医療・福祉・総合情報ネットワークシステム	団体内統合宛名システム 中間サーバー	事後	
令和7年1月10日	3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番98	・番号法第9条第1項 別表 項番131 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第71条	事後	番号法改正に伴う修正
令和7年1月10日	4. ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 項番120(情報照会) 項番26・56・2・87(情報提供)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番158 (情報照会) 項番14・18・42・77・80・113・125・144・158・161 (情報提供)	事後	番号法改正に伴う修正